

# 平成30年度 樺戸郡浦臼町農業委員会

## 第11回 (6月) 会議録

招 集 期 日	平成30年6月29日	15時30分	場 所	行政センター 委員会室
開 閉 会 日 時 及 び 宣 告 者	開会	平成30年6月29日	招 集 者	日 下 文 雄
	閉会	平成30年6月29日	会 長	日 下 文 雄
会 長	日 下 文 雄		職 務 代 理	畑 山 証

### 委員の応招、並びに出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	畑 山 証	出席	6	高 田 輝 雄	出席	11	中 川 清 美	出席
2	静 川 広 巳	出席	7	三 宮 憲 一	出席	12	三 次 博 之	出席
3	鎌 田 和 久	出席	8	折 坂 義 一	出席	13	日 下 文 雄	出席
4	位 田 勝	出席	9	東 藤 晃 義	出席			
5	今 田 厚 子	欠席	10	森 川 敏 昭	出席			
農業委員会事務局職員		事務局長	大 平 英 祐		書 記	主査: 木村秀幸		

### 議案説明のため出席した者の職氏名

町長		副町長	
----	--	-----	--

### 議事日程並びに会議事件

日程第1		会期の決定について
日程第2		会議録署名委員の指名について 10番 森川 委員、 11番 中川 委員
日程第3	報告第1号	農地等現地確認について
日程第4	議案第1号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第5	議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
日程第6	議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
日程第7	議案第4号	農業委員会事務の事務実施状況等に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について

## 議事の顛末

議 長

会長挨拶

それでは、定数に達しているので、只今より第11回浦臼町農業委員会総会を開催いたします。直ちに本日の会議を開きます。

日程第1 会期を定めることについてを議題とします。本日の第11回浦臼町農業委員会の会期は、平成30年6月29日、本日1日とすることにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

異議なしと認めます。よって会期は本日1日限りと決定いたします。

日程第2 会議録署名委員の指名ですが、議長が指名することにご異議ございませんか。

全委員

異議なし。

議 長

それでは、10番 森川委員、11番 中川委員、よろしくお願ひします。日程第3以降につきましては、事務局長より説明します。

局 長

第11回浦臼町農業委員会総会の議事につきまして、  
日程第3、報告第1号、農地等現地確認について、1件でございます。

日程第4、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件でございます。

日程第5、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、1件でございます。

日程第6、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、1件でございます。

日程第7、議案第4号、農業委員会事務の事務実施状況等に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてでございます。

これらの審議を賜りたいと存じます。以上です。

議 長

以上で説明が終わりました。それでは順次議題に入ります。

日程第3、報告第1号、農地等現地確認についてを議題とします。

申請人・・・ について審議いたします。  
事務局の説明をお願いします。

事務局

議案 1 ページをお開き下さい。  
報告第 1 号 農地等現地確認について  
下記の者から農地等現地確認の願い出があり、現地を確認いたしましたので報告いたします。  
平成 3 0 年 6 月 2 9 日報告。浦臼町農業委員会会長 日下 文雄。  
1 . 土地及び関係人の表示  
所在は「字・・・」「・・・番地・・・」他 2 筆。  
地目については、公簿と現況はご覧のとおりです。  
現地確認した農地の面積は・・・平方メートルです。  
申請人は「・・・」さんと「・・・」さんです。  
場所につきましては 2 ページになります。  
申請地については、・・・地区で国道・・・号沿いの・・・と・・・の間に面する農地でしたが、現況に合わせ地目変更するためであります。  
平成 3 0 年 6 月 1 1 日に地区委員長 3 名と事務局で現地を確認いたしました。議案 1 ページの説明は以上でございます。

(事務局説明後)

議 長

それでは、現地確認の状況報告を現地調査した代表委員よりお願いします。

委 員

6 月 1 1 日に委員で確認しました。木が生い茂って、小さい小屋があり公簿は畑だが、荒れている状態です。

(現地調査委員説明後)

議 長

ありがとうございます。  
この件につきまして、ご意見、ご質問をお受けします。

委 員

異議なし

議 長

それでは、この件については、報告通り承認します。  
日程第 4、議案第 1 号農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局

議案の 3 ページをお開き下さい。  
議案第 1 号、農地法第 4 条の規定による許可申請について。  
下記の者から農地法第 4 条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。

平成30年6月29日提出 浦臼町農業委員会会長 日下 文雄。

1. 土地及び関係人の表示

所在は、字晩生内。地番は・・・番地・・・本1筆。

地目については、公簿現況ともに一覧のとおりで、

面積は「田」で・・・平方メートルです。

申請人の氏名及び住所は、「浦臼町字・・・」「・・・番地の・・・」「・・・」さん。摘要は農家住宅建設のためで、それぞれの面積は下記のとおりとなります。

図面は4ページで、10～14ページは位置図や配置図等の図面を添付しています。

転用の目的及び概要は6～7ページに添付しておりますのでご覧ください。また、転用許可申請書に係る審査表を、5ページに添付しており、検討結果、申請地は第1種農地であります。申請者が農家住宅を建築するものであり、申請地以外に適当な土地を確保することが困難な状況にあります。

また、申請地は宅地に隣接している土地を選定しており、周辺農地に与える影響は少ないと考えられ、農地法施行規則第38条並びに39条の1に摘要すると認められることから、許可相当と判断致しました。

議案3ページの説明は以上です。

議長 これより、この件について、審議を致します。ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。異議無し。

議長 それでは、議案第1号、農地法第4条の規定による許可申請については、許可することで決定いたします。

日程第5、議案第2号農地法第4条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の15ページをお開き下さい。

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について。

下記の者から農地法第4条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。

平成30年6月29日提出 浦臼町農業委員会会長 日下 文雄。

1. 土地及び関係人の表示

所在は、字・・・。地番は・・・番地・・・の内 本1筆。

地目については、公簿現況ともに一覧のとおりで、

面積は「田」で・・・平方メートルです。

申請人の氏名及び住所は、「浦臼町字・・・」「・・・番地の・・・」

「・・・」さん。

摘要は営農型太陽光発電設備設置のためで、面積は下記のとおりとなります。図面は16ページで、21～25ページは位置図や配置図等の図面を添付しています。転用の目的及び概要は18～19ページに添付しておりますのでご覧ください。

また、転用許可申請書に係る審査表を、17ページに添付しており、検討結果申請地は第1種農地であります。申請者が農林水産省で推奨されている再生可能エネルギーの確保のため継続して設置するものであります。

また、申請地の作物は、発電パネルにより太陽光が遮断されても収量に影響の少ない品種を選定しており、周辺農地の日照を妨げる等の影響は少ないと考えられ、農地法施行規則第38条並びに39条の1に摘要すると認められることから、許可相当と判断致しました。

なお、本年5月に農林水産省の発表で、営農型発電設備の設置に係る一時転用の期間については従来は3年間でしたが、担い手が営農する場合や荒廃農地を活用する場合は、10年以内まで延長することができるようになりました。したがって今般の笹島氏の申請は、この条件に当てはまるため、一時転用の期間は10年となります。

議案15ページの説明は以上です。

議長 これより、この件について審議を致します。ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。異議無し。

議長 それでは、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請については、許可することで、決定をし、即日、北海道農業会議に諮問致します。その後、同会議では、常設審議委員会の議決をもって浦臼町農業委員会に対し、答申する事となります。

答申を受けた後、農業委員会では、答申内容に基づき、許可書の交付となります。

常設審議委員会は、7月25日の予定です。

この際、本件について、「農業会議から許可相当の答申」を受けた場合、「浦臼町農業委員会会長の専決により許可を行う。」ことよろしいか。また、「農業会議から不許可相当の答申」を受けた場合は、次回の総会で、再度審議をすることで、よろしいでしょうか。

ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。異議無し。

議 長 それでは、本件について、「農業会議から許可相当の答申」を受けた場合、「浦臼町農業委員会会長の専決により許可を行う」こと、「農業会議から不許可相当の答申」を受けた場合は次回の総会にて、再度審議をすることで、決定を致します。

議 長 日程第 6、議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の 27 ページをお開き下さい。  
議案第 3 号、農地法第 5 条の規定による許可申請について。  
下記の者から農地法第 5 条の規定による許可申請書の提出がありましたので意見を求めます。  
平成 30 年 6 月 29 日提出 浦臼町農業委員会会長 日下文雄。  
1. 土地及び関係人の表示、所在は、字……。地番は…番地…ほか 3 筆。地目については、公簿現況ともに一覧のとおりで、面積は「畑」で…平方メートルです。  
譲渡人の氏名及び住所は、「…市…区…条…丁目・番・号」「……」さんと「…市…区…条…丁目・番・号」「……」さんの 2 名。譲受人の氏名及び住所は、「浦臼町字……」「…番地の……」「……」さん。  
摘要は在庫・資材置場・除雪堆積場のため、面積は下記のとおりとなります。図面は 28 ページで、33～35 ページは配置図等の図面を添付しています。転用の目的及び概要は 30～31 ページに添付しておりますのでご覧ください。また、転用許可申請書に係る審査表を、29 ページに添付しております。授受人につきましては、既に…地区の…の周辺地で農業用機械をメインに中古機械・車輛の買い取り販売業を営んでおりましたが手狭になってきたため、新たな在庫置場が必要になったためです。  
更に申請地は、譲受人の自宅の隣接地でもあるため、管理等についても利便性があると考えられます。以上のことから検討の結果、申請地は第 3 種農地ではありますが、申請者が自営業のために利用するものであり、申請地以外に適当な土地を確保することが困難な状況にあります。  
また、申請地は農用地区域外農地であるため、周辺農地に与える影響は少ないと考えられ、農地法施行規則第 38 条並びに 39 条の 1 に摘要すると認められることから、許可相当と判断致しました。  
議案 27 ページの説明は以上です。  
議 長 これより、この件について、審議を致します。ご意見、ご質問をお受けします。

委員 ありません。異議無し。

議長 それでは、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請については、許可することで決定致します。

議長 日程第7議案第4号 農業委員会事務の事務実施状況等に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定についてを議題とします。事務局の説明をお願いします。

事務局 議案の36ページをお開き願います。議案第4号 農業委員会事務の事務実施状況等に係る平成30年度の目標及びその達成に向けた活動計画及び平成29年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の決定について。別紙のとおり決定したので、審議を求める。平成30年6月29日提出。 浦臼町農業委員会会長 日下文雄。内容は37ページからになります。4月の農業委員会総会において意見を求めました標記の件ですが、5月1日から31日までの31日間、町のホームページにおいて、パブリックコメント（広く公に意見公募）を受付していましたが、町民からの意見はありませんでしたので決定といたしたく、ご審議願います。議案第4号の説明については以上であります。

議長 以上で説明が終わりました。この件につきまして、ご意見ご質問をお受けします。

委員 ありません。異議無し。

議長 それでは、議案第4号の平成30年度の活動計画及び平成29年度の点検・評価につきましては、別紙のとおり決定致します。以上で本日提案されました議案は、全て審議終了しました。これをもちまして、第11回浦臼町農業委員会総会を閉会致します。